

- 下記の方法で算定を実施した。

1 「千葉県国民健康保険運営方針」に定めるもの

項目	方針
保険料率の設定に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統一の保険料水準とはしない [現状では市町村間の医療費水準や収納率格差が存在し、医療費適正化インセンティブ・収納率向上インセンティブを確保するため]</li> </ul>
<p><b>医療費水準反映係数 <math>\alpha</math></b></p> <p>[市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準を、納付金の配分にどの程度反映させるかを設定する係数]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <math>\alpha = 1</math> とし、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を納付金の配分に反映させる [医療費水準が高ければ負担も高くなる仕組みは理解を得られやすく、また、市町村における医療費適正化インセンティブを確保するため。]</li> <li>○ 高額医療費を共同で負担するための調整は、行わない</li> </ul>
<p><b>所得係数 <math>\beta</math></b></p> <p>[所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、全国平均を1とした場合の千葉県の所得水準に応じて毎年度国から示される係数 <math>\beta</math> により決定する [納付金の配分において、応能分：応益分＝国の示す <math>\beta</math>：1 となり、年齢調整後の医療費水準が同じであれば同じ納付金水準となる配分とする]</li> <li>○ 市町村標準保険料率算定の際に用いる所得係数 <math>\beta</math> も上記と同様の係数とする</li> </ul>
納付金及び市町村標準保険料率算定に用いる賦課限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、国が政令で定める賦課限度額と同額とする</li> </ul>
市町村標準保険料率の算定方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、2方式とする [都道府県標準保険料率(2方式)との比較が容易であり、資産割採用市町村は減少しており、1世帯当たりの世帯員数も減少傾向にあるため]</li> <li>○ 市町村が実際に採用する算定方式による標準保険料率の算定も併せて行う</li> </ul>

## 2 その他

項目	方針
国保事業費納付金・保険給付費等 交付金の対象範囲	○ 「千葉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱」に準ずる [即ち、出産育児一時金・葬祭費・保健事業費等は対象としない]
医療給付費・被保険者数等の推計	○ 国が示す推計方法・市町村からの意見等を総合的に勘案し推計する ○ 被保険者数の推計に当たっては、コーホート要因法を採用する
保険者努力支援制度（都道府県分） の取扱い	○ 県全体の納付金額から差し引く [千葉県への評価を市町村全体で享受できるようにするため]
標準保険料率の算定に用いる 標準的な収納率	○ 過去3か年の平均収納率とする [(医療分+支援分+介護分)/一般分 の3か年平均] [収納率は近年上昇傾向にあるが、市町村が実際に賦課する保険料率を設定する際に、市町村に過度な負担とならないよう配慮する]
退職被保険者等分の納付金の精算	○ R1の退職被保険者等分の納付金の過大過少は、原則R3分の納付金で精算する [R3分の納付金から減算しきれなかった精算不能額については、別途返還する予定]
過年度の一般分納付金の過多	○ R1決算剰余金の納付金の過多分については、R3分県全体の納付金から控除する予定 [ガイドラインに準じた対応]
過年度の収納見込額	○ R1収納実績額の85%とする [収納率と同様に共通の基準を設けることが適当（R2から設定）]

## 令和3年度分 激変緩和措置の方針

- 下記の方法で激変緩和措置を実施した。

### 1 基本的な考え方

項目	方針
比較する基準値	「市町村が本来集めるべき一人あたりの保険料額」で比較する [法定外繰入等の各市町村個別の減額要素がないと仮定した理論値（標準保険料）で比較することで、公平性を確保する]
比較の方法(丈比べの方法)	<ul style="list-style-type: none"><li>○各市町村における平成28年度の「市町村が本来集めるべき一人あたりの保険料額（理論値）」と令和3年度の「一人あたりの標準保険料率の算定に必要な保険料総額（標準保険料）」とで比較する。</li><li>○比較した結果、医療分・後期分・介護分の3保険料を合算して、一定割合を超えた部分に激変緩和措置を講じる[3区分合算方式]</li><li>○各市町村の激変緩和必要額を算出した後、各保険料区分の超過額に応じて按分し、各区分の納付金を引き下げる</li></ul>

## 2 その他

項目	方針
<p>一定割合の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「自然増+1年あたりの割合<math>\delta</math>」とし、<math>\delta</math>は1%とする            [「国のガイドライン」に準拠し、昨年度と同様の<math>\delta</math>の値とすることで、解消見込期間を大きく変動させず、本来あるべき保険料に近づけていく]</li> <li>○下限値については、設定しない</li> </ul>
<p>活用する財源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の調整交付金(暫定措置分、追加激変緩和分)</li> <li>○県繰入金(激変緩和用)</li> <li>○特例基金(激変緩和用)</li> </ul>
<p>県繰入金の活用方針</p>	<p>国保法第72条の2により特別会計に繰り入れる医療給付費等の9%相当分について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①1号繰入金として8%あて、そのうち激変緩和に2%分をあてる            [激変緩和への充当比率・H30:2.2%、R1:1.93%、R2:0.48%]</li> <li>②2%分で激変緩和に不足するときは1号繰入金の残りを激変緩和措置に振り替えて、弾力的に対応する</li> <li>③2号繰入金として1%をあてる</li> </ul>
<p>特例基金の活用方針</p>	<p>令和3年度分として2億円を取崩し、激変緩和にあてる            [激変緩和初年度に厚く配分し、徐々に傾斜低減していく方針で平成29年度に合意            H30:5億円、R1:4億円、R2:3億円を活用 R2当初積立額:637,200,000円]</p>